

自治体病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保 に関する緊急提言

自治体病院は、昨今の物価高騰や人件費の上昇等の影響から、経営状況が急速に悪化しています。

令和6年度の診療報酬改定は、物価高騰・賃金上昇に十分に対応できておらず、病院の経営努力のみでは対応できないほど経営状況が悪化していることから、診療報酬制度の見直しを行い、物価高騰・賃金上昇に適切に対応した臨時的な診療報酬の改定を実施するなど、早急な対応が必要です。

また、政策的医療について、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計等が負担するものとされており、その経費の所要財源については地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われています。

この経費負担の区分ルールは、総務省繰出基準として、毎年度、総務省から地方公共団体に通知されています。

これまでの繰出金の水準では病院経営を支えられない状況となっていることから、地域医療における最後の砦としての機能を維持するためにも、診療報酬の改定とともに、病院事業会計への繰出金に対する地方財政措置の充実が必要です。

加えて、地域医療の充実のため、高度医療・先進的医療の一層の提供が課題となっており、自治体病院では医療の先進性を確保していくため、適時、医療器械の更新等を行い、最適・最善・最新の医療を安定的に提供する必要があります。

こうした中、医療器械の購入については、病院事業債元利償還金の25%が普通交付税に算定されており、一定財政措置されている一方で、リース分については病床割に含まれていることから、リース料の多寡が反映されず、リースによる整備をためらう状況となっております。リース分についても単年度で実際に必要となるリース料を算定根拠とするなど、購入と同様に地方交付税の対象として明確に算定していただくことが必要です。

以上を踏まえ、自治体病院による持続的かつ安定的な医療提供体制の確保に関し、以下の事項を提言する。

記

地域において基幹的な役割を果たしている自治体病院が、近年の人件費の上昇や物価高騰等の影響により、病院経営が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、診療報酬制度の見直しを行うとともに、一般会計繰出金について、その実態を踏まえた繰出基準に見直すほか、必要な財政措置を講じること。

- 1 令和8年度の診療報酬改定において、社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう改定を行うこと。

また、物価や賃金の上昇に応じて適時適切に診療報酬をスライドさせる仕組みを導入するとともに、自治体病院の危機的な経営状況にしっかり対応できるよう、臨時的な診療報酬の改定や緊急的な財政支援を行うこと。

- 2 現在繰出の対象となっている政策的医療について、自治体病院の費用水準を十分に踏まえ、地方交付税の基準財政需要額等における積算単価を引き上げること。
- 3 医療の先進性を確保し、地域医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう繰出基準を見直すとともに、適切な地方財政措置を講じること。

令和7年6月4日

四 国 知 事 会

常任世話人 徳島県知事 後藤田 正純

香川県知事 池田 豊人

愛媛県知事 中村 時広

高知県知事 濱田 省司